

# 鳥獣駆除カラ報償

鹿児島県霧島市で、農作物に被害を与えるイノシシなどを捕獲した際に支払われる「報償費」の虚偽申請が発覚し、実態を調べている市が近く調査結果を公表する。同様の不正は他の自治体でも報告されており、農林水産省も対策を検討する方針だ。【林壮一郎】

## 獲物使い回し請求

## 鹿児島島で300件発覚

霧島市の許可を受けて鳥獣を駆除する「捕獲隊員」が報償費を虚偽申請した疑いが発覚したのは昨年7月。関係者によると、同年4～6月の3

体として申請したり、通常猟期（秋から翌年春）に捕れた個体の尾などを提出したりして実績をでっち上げていた。

全体の申請を調べ直したところ、少なくとも300件の虚偽申請があった。市は今月中にも調査結果を明らかにする予定だが、全てイノシシやシカの成獣だと仮定すれば不正受給額は360万円に上る。

カ月分の報償費として、数人の隊員が計約300万円超を申請したことを知った別の隊員が「あまりに請求が多いのではないか」と市に調査を要求したのがきっかけだった。

報償費は、通常の猟期以外に捕獲したイノシシやシカに対して支給され、成獣1頭当たりは国の補助金も含めて1万2000円。一方、霧島市の捕獲隊員は260人（今年4月現在）おり、年間の申請は、2013年度3031件▽14年度2680件▽15年度3150件―だった。

捕獲の方法は猟銃とわなの2種類あるが、地元猟友会のメンバーは「一日中追いかけても捕れない日もある」と話す。一部のハンターがチェックの甘さを狙って虚偽申請した可能性があり、猟友会幹部は「ほとんどの人はまじめにやっているのに」と憤った。

霧島市の場合、報償費を申請する際に、捕獲した動物の写真のほか、両耳や尾を一緒に提出する必要がある。不正の大口は、同じ個体を角度を変えて撮影した写真を別の個

真の添付を求めるようにした13年度から16年度までの市内関係者によると、申請に写真の添付を求めるようにした

### 農水省が全国調査

イノシシなど野生鳥獣による農業被害などは全国的に深刻な問題になっており、国も2013年度から補助金を出して自治体の駆除を後押しする。

農林水産省によると、15年度の農作物への鳥獣被害額は約176億円。200億円超の被害があった12年度から減少しているものの、同省鳥獣対策室の担当者は「高止まりしているという印象だ」と話す。

しかし、報償費を巡る不正は霧島市以外でも発覚している。兵庫県佐用町では昨年、本来は禁止されている網で捕らえたシカやイノシシを、わなで捕らえたと虚偽申請し、町が国の補助金約27万円を返還した。農水省は4月から各自治体のチェック方法について初の全国調査を始め、今月中に現状を把握し、対応を検討することになっている。